

産前・産後ケア事業等の見直しについて(報告)

【子ども・子育て支援事業計画上の位置づけ】

- 基本方針 I 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進
- 施策② 特別な配慮を要する家庭への支援強化
- 主な取り組み ハイリスク妊産婦等への支援(21 ページ)

【母子保健法の改定】

産後ケア事業が母子保健法に努力義務として位置づけられた(令和3年4月1日施行)

「産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア)を行い、産後安心して子育てができるように確保するもの」

【産前・産後ケア事業のメニューの変更について】

ハイリスク妊産婦等への支援の事業概要に記載されている産前・産後ケア事業のメニューについて令和4年度より一部変更予定

①産後ケア訪問の追加(新規)

目的:対象者の居宅において、助産師等が中心となり、心身の回復を促進し、セルフケア能力を育むとともに母子愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援をする

内容:お母さんへの授乳相談、乳房ケア、赤ちゃんの健康チェック、沐浴(指導含む)等

対象:産後1年以内(2回まで)

②ショートステイの委託事業者の追加

令和3年度まで委託事業者が1つだったが、利便性向上のため令和4年度1事業者追加予定

※参考

わこう版ネウボラ事業 産前・産後ケア事業

- 対象となる方 和光市に住所があるお母さんと赤ちゃんで、以下のすべてに該当する方
 - ・ご家族などから十分な支援が受けられない方
 - ・心身の不調や育児についての不安があり、心身のケアや育児指導等を必要としている方
 - ・母子ともに医療行為が必要でない方
- 利用方法
 - ①最寄りの子育て世代包括支援センター(母子保健・子育て支援ケアマネジャー)へご相談し、申請してください
 - ②書類審査後、利用決定通知等を市から発行します
 - ③日程調整等をし、サービスが開始されます(自己負担額は利用者が直接実施事業者にお支払いください)

サービス名	利用時期・回数	内容	利用時間	利用者自己負担額
産後ケア訪問	産後1年以内 2回まで	お母さんへの授乳相談、乳房ケア等 赤ちゃんの健康チェックと沐浴、沐浴指導	1回90分以内	各サービスの利用者には、自己負担があります。金額の詳細はHPにてご確認ください。
② ショートステイ	宿泊型	乳児及びその保護者に対する心身ケア、助産師等による育児に関する指導等を行う	1泊2日より	
	日帰り型		9:00～17:00の間で6時間以上	
デイケア	妊娠～ 産後12か月	乳児及びその保護者に対する心身ケア、助産師等による育児及び母体の管理に関する指導、乳児の保護者同士の交流の場の提供等を行う	9:00～17:00の間のうち、3時間以内	

わこう版ネウボラ事業 養育支援事業

- 対象となる方 和光市に住所があり、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の児童及び養育者
- 利用方法 最寄りの子育て世代包括支援センター(母子保健・子育て支援ケアマネジャー)へご相談ください

サービス名	利用できる時期	内容	利用者自己負担額
新生児等一時保育	生後56日目まで	原則として生後56日以内の乳児を一時的に保育する	利用者は自己負担があります。金額の詳細は、HPにてご確認ください。
栄養マネジメント	妊娠中～ 18歳になる年度中	管理栄養士が乳児及びその保護者に対する栄養指導計画の作成、栄養指導及び調理支援を行う	